

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年 9月26日

【会社名】 株式会社テー・オー・ダブリュー

【英訳名】 TOW CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼最高経営責任者(CEO) 江草 康二

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門四丁目 3番13号 ヒューリック神谷町ビル

【電話番号】 03 (5777) 1888

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長兼CFO 大谷 栄一

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門四丁目 3番13号 ヒューリック神谷町ビル

【電話番号】 03 (5777) 1888

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長兼CFO 大谷 栄一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1【提出理由】

当社は会社法第236条、第238条及び第239条第1項の規定に基づき、当社取締役に対し新株予約権（会社法第2条第21号に定義される権利をいう。）を付与されるため、平成29年9月26日開催の当社取締役会において、平成29年10月13日に新株予約権を発行することについて決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 銘柄

株式会社テー・オー・ダブリュー第11回新株予約権

(2) 発行数

2,740個（新株予約権1個あたりの目的となる株式数は100株。ただし、(5)に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

(3) 発行価格

新株予約権1個の発行の対価として当社に払い込む金額（以下「払込金額」という。）は、下記のブラック・ショールズ・モデルにより以下の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額（1円未満の端数は四捨五入）とする。

$$C = Se^{-qT} N(d1) - Xe^{-rT} N(d2)$$

ここで、

$$d1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

$$d2 = d1 - \sigma\sqrt{T}$$

1株当たりのオプション価格(C)

株価(S)：平成27年10月13日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

行使価格(X)：（募集新株予約権を行使することによって交付を受けることができる株式1株当たりの、新株予約権の行使時に払込むべき金額：1円）

予想残存期間(T)：5年10ヵ月

株価変動性(σ)平成23年12月14日から平成29年10月13日までの各取引日における当社の普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率

無リスクの利子率(r)：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

配当利回り(q)：1株当たりの配当金(27円)÷上記に定める株価

標準正規分布の累積分布関数(N(d))

(4) 発行価額の総額

未定

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

当社普通株式27万4,000株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

新株予約権1個当たり100円とする。

(7) 新株予約権の行使期間

平成35年7月1日から平成36年3月31日（行使期間の最終日が銀行休業日である場合はその前銀行営業日）まで

(8) 新株予約権の行使の条件

行使期間の開始日において、対象者が当社又は当社子会社の取締役の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由の有る場合にはこの限りではない。

対象者が行使期間の開始日までに、新株予約権の発行にかかる払込金額の全額の支払い（報酬請求権との相殺による）を完了していることを要する。

平成34年6月期における当社の連結経常利益が25億円以上であることを要する。(平成34年6月期より以前の決算期の業績は問わない。)

対象者は平成35年6月期の決算発表が行なわれた後においてのみ新株予約権の行使ができる。

行使期間の開始日以後において対象者が当社又は当社子会社取締役在任中に死亡した場合、対象者の相続人は、対象者の死亡後新株予約権の行使ができる。

新株予約権の質入その他の処分はできない。

対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合(対象者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、会社法第423条の規定により当社に対して損害賠償義務を負う場合、および懲戒解雇された場合を含むがこれらに限られない。)または対象者が当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、使用人、囑託、顧問またはコンサルタントとなった場合等、新株予約権の発行の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないとされる事由が生じた場合は、対象者は付与された新株予約権を行使することができない。新株予約権に関するその他の細目については、当社と個別の対象者との間で締結される新株予約権の割当に関する契約により定めることとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要する。

(11) 取得勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役 3名

(12) 取得勧誘の相手方が提出会社と関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役である場合の当該会社と提出会社との関係

該当事項はありません。

(13) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

新株予約権証券の発行

当社は新株予約権にかかる新株予約権証券は発行しない。

新株予約権発行の際の払込金額と取締役報酬との相殺

会社及び対象者は、新株予約権発行の際の払込金額については、対象者の報酬請求額と相殺を行うため、現金による払い込みは行われたいものとするに合意する。

新株予約権行使のための払込取扱銀行又は信託会社及び払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行麻布支店

新株予約権行使の効力の発生時期

新株予約権行使の効力は、下記()ないし()に定める全ての要件その他新株予約権の割当に関する契約で定める要件が充足されたときに生じるものとする。

() 当社所定の様式による新株予約権行使請求書が社内担当部署に到達したこと

() 新株予約権の行使により払い込まれる行使価額全額を払込金取扱場所に支払うこと

() 対象者から委任を受けた者が新株予約権行使請求書を提出する場合には、対象者の署名および捺印のある委任状を社内担当部署に提出すること

端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合にはこれを切り捨てるものとする。

振替口座簿への記録

新株予約権が行使された場合、当社は、新株予約権の行使により発行される振替株式にかかる振替口座簿に記録するために必要な情報を振替機関に対して通知するものとする。

新株予約権の行使により対象者が取得する株式の配当金

新株予約権の行使により対象者が取得する当社株式に対する剰余金の配当は、会社法ならびに当社の定款第44条以下の規定に従って支払う。

新株予約権の取得

- () 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合（いずれも株主総会決議が不要の場合には当社の取締役会決議がなされた場合とする。）、当社は当社取締役会が別に定める日において、新株予約権を無償で取得することができる。
- () 当社が発行する全部の株式の内容として譲渡による株式の取得について当社の承認を要する旨の定めを設ける定款変更承認の議案が株主総会で承認された場合、または新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による株式の取得について当社の承認を要する旨もしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得する旨の定めを設ける定款変更承認議案が株主総会で承認された場合、当社は当社取締役会が別に定める日において、新株予約権を無償で取得することができる。
- () 対象者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、あるいは新株予約権を放棄した場合は、当社取締役会が別に定める日において、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- () 当社による新株予約権の取得に関するその他の事項については、新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合（但し、前条に基づき当社が対象者より新株予約権を取得しなかった場合に限る。）において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき親設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- () 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（5）に準じて決定する。
- () 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。
- () 新株予約権を行使することができる期間
上記（7）の新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（7）の新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- () 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（9）に準じて決定する。
- () 新株予約権の行使の条件
上記（8）に準じて決定する。
- () 譲渡による新株予約権の取得
上記（10）に準じて決定する。
- () 新株予約権の取得に関する事項
上記 に準じて決定する。

(14) 新株予約権を割り当てる日

平成29年10月13日